

青木村定住促進応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村の過疎化及び高齢化を緩和するため、必要な措置を講じ、若者等の定住促進と人口の増加を図るとともに、若者が魅力あり豊かで活力ある村づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は次による。

- (1) 若者等とは、第6条第1項の規定による申請を行う年度の4月1日における満年齢が51歳未満の者をいう
- (2) 定住とは、本村の住民基本台帳に登録されかつ継続して居住することをいう
- (3) 借入金等とは、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務をいう。

(基本施策)

第3条 第1条の目的を達成するため次の施策を基本とし積極的に事業を展開する。

- (1) 若者の定住意識の高揚により地域の活性化を図るため、若者を村づくりに積極的に参画させる。
- (2) 若者の定住を促進するため、安定した生活を営む上で必要な基礎的条件を整備する。
- (3) 若者定住を促進するため、必要な援助を講ずる。

(補助金の交付)

第4条 村長は若者等の定住を促進するため、第3条の施策を実施するとともに、次の事業に補助金の交付を行う。

- (1) 補助金を交付して行う事業
ア 住宅新築・改築・購入・用地取得等事業
- (2) その他村長が特に必要と認めた事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住宅の新築、購入、改築、土地の購入等に係る借入金等の額(この額が工事請負額及び購入額、土地等の取得額を超える場合については、当該工事請負額又は購入額に相当する額とする。以下「対象借入金等の額」という。)の5%に相当する額とし、1万円未満の端数は切り捨てる。また額は1,000,000円を超えないものとする。

(計画の認定申請等)

第6条 住宅を新築、改築、購入しようとする者で、補助金の交付を受けようとする者は、新築、改築にあつては当該工事の着手前に、購入にあつては当該購入の契約の締結前に、青木村定住促進応援補助金計画認定申請書(様式第1号)により村長に申請し、補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

(計画の変更認定申請等)

第7条 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更（村長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、青木村定住促進応援補助金計画変更認定申請書（様式第2号）により村長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定の取り消し）

第8条 村長は、第6条第1項の認定を受けた者（前条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。
- (2) 住宅の新築及び改築に係る認定にあつては、当該認定に係る計画の内容と異なる工事を行ったとき。
- (3) 第6条第2項の規定による認定の通知のあった日から、住宅の新築および改築に係る認定にあつては1年を、住宅の購入に係る認定にあつては6箇月を経過してもなお次条の規定による補助金の交付の申請を行わないとき。
- (4) 第6条第1項の認定を受けた者から当該認定に係る計画を取りやめる旨の届出があったとき。

（交付の申請等）

第9条 第6条第1項の認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助金の交付に係る住宅に居住した日から起算して6箇月を経過する日までに、村長に申請しなければならない。ただし、村長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請した者に通知する。

（交付資格の喪失）

第10条 交付資格者で申請までの間に次の各号に該当するときはその資格を失う。

- (1) 本村に住所を有しなくなったとき
- (2) 資格者または同居の親族が村税または村に納付すべき負担金等を滞納しているとき
- (3) その他、村長が適当でないと認めたとき

（補助金等の返還）

第11条 この要綱により補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当することとなったときは、その全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽及び不正の申請をして補助金等を受けた場合
- (2) 交付を受けた日から起算して第4条第1項第1号の事業にあつては、5年以内、その他の事業あつては3年以内に村外へ転出した場合

（適用除外）

第12条 村長は、次のいずれかに該当する場合については、補助金の交付はおこなわない。

- (1) 過去にこの告示の規定により補助金の交付を受けた住宅又は者
- (2) 青木村住宅用地取得等補助金、青木村住宅リフォーム工事補助金等他の補助金の交付を受けた又は交付対象となる場合

- (3) 土地購入のみの場合
- (4) 商用施設として利用する場合
- (5) 法令に違反する工事

(補 足)

第13条 この要綱の定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。